

## 取組・事業の推進に当たって必要な国の支援措置等

提案主体名		ニセコ町				
提案プロジェクト名		環境国際リゾート地・ニセコにおけるゼロカーボン・シティの創造				
① 財政上、金融上の支援措置、規制の特例措置(緩和・強化)、その他の支援措置、税制のグリーン化						
(a) 財政上の支援措置						
番号	求める措置の具体的内容※ <sup>1</sup> (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※ <sup>2</sup> (700字以内)			この措置が必要となる取組・事業※ <sup>3</sup>	その他(特記事項)※ <sup>4</sup>
1	地中熱ヒートポンプ導入者への金銭的インセンティブ	利用価値が大きい未利用エネルギーである地中熱の利用を促進させるため、民間事業者等に導入費用の一部を助成する。イニシャルコストが高く、なかなか導入へ向けての意識が高まらない地中熱利用の促進を図るため、利用者サイドのメリットを増大させて、需要の増大を継続的に図る。(啓蒙と導入効果)			(1)地中熱ヒートポンプの導入、 (2)地中熱研究機関の誘致	
2	自治体が、自然エネルギーを活用する際の費用の補助	地域に特化した自然エネルギー導入効果を地方自治体で率先して取り組むため、公共施設に導入する財源を確保する。水力や地熱、雪水、木質バイオ、畜産系バイオ、排熱などの未利用エネルギーの利用は最近特に注目はされているものの、利用効果についてはまだまだ周知されていない状況にある。地域の住民への意識啓蒙と、導入希望者への意識向上のために、公共施設への先進的な自然エネルギーの導入と、町民等へのインセンティブ(1に連動)などで、効果促進を図る。			(1)地中熱ヒートポンプの導入、(2)地中熱研究機関の誘致、(3)寒冷地型太陽光発電や水力発電の導入、(4)再生利用エネルギーの導入	
3	ゼロカーボンモデル地域を設定し、環境進化した施設整備に対する費用の助成	ゼロカーボンモデル地域の設定に伴うスマートグリッドなどの環境進化した施設整備に対する助成。ゼロカーボン化を実施するために、実験的にゼロカーボンモデル地区を設定し、スマートグリッドなどの実証や超環境進化した施設整備を行い、環境都市としての実現可能性について実証する。			(1)地中熱ヒートポンプの導入、(2)地中熱研究機関の誘致、(3)寒冷地型太陽光発電や水力発電の導入、(4)再生利用エネルギーの導入	
4	プラスエネルギー住宅の建設への金銭的インセンティブ	事業者及び一般家庭への導入に伴うにより、利用者サイドのメリットを増大させて、需要の増大を継続的に図る。(啓蒙と導入効果)			(5)プラスエネルギー住宅の建設促進	
(b) 金融上の支援措置						
番号	求める措置の具体的内容※ <sup>1</sup> (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※ <sup>2</sup> (700字以内)			この措置が必要となる取組・事業※ <sup>3</sup>	その他(特記事項)※ <sup>4</sup>
1	環境配慮型観光施設に対する無利子貸付	民間事業者が環境に配慮した施設を整備するために建物の建築・補修に対する無利子貸付制度を創設する。環境技術は日進月歩で進んでいるが、未だ普及型とはなっていないため、イニシャルコストが膨大となる。そのため民間事業者がなかなか着手し辛い状況にあるため、導入のインセンティブを動かせるための支援措置としたい。			(5)プラスエネルギー住宅の建設促進	
2						
3						
(c) 規制の特例措置(緩和・強化)						
番号	求める措置の具体的内容※ <sup>1</sup> (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※ <sup>2</sup> (700字以内)			この措置が必要となる取組・事業※ <sup>3</sup>	その他(特記事項)※ <sup>4</sup>
			根拠法令等	制度の所管・関係官庁		
1	外国人医師による治療行為	外国人医師におけるニセコ地域での診療活動。ニセコ地域は多くの外国人が来訪してくる地域であり、外国人が治療を受けるケースも多くなってきている。医療用語の専門性も含めて、外国人医師による診療は国際化を進める上で重要となる。	医師法	厚生労働省	(9)リゾート環境高齢化特区、 (10)交流深化型プログラム	
2	自治体及び民間が、国土交通省管轄河川への発電機を設置する許可	環境都市を形成するための自然エネルギーの確保。河川の多いニセコ地域では、水力エネルギーは主要なエネルギー源となるが、水の利用に対する規制が厳しく、容易に発電できる状況にない。そのため、国等が管理する河川等への設置障害の排除(特例処置)する必要がある。	河川法	国土交通省	(3)寒冷地型太陽光発電や水力発電の導入	
3	観光目的の数次有効ビザの発行(別荘所有者、治療を目的とした旅行者)	3年間有効、1回の滞在期間180日以内の数次有効ビザを発行。地域の国際化を推進し、本構想を実現するためには外国人旅行者(富裕層)が容易に来訪できる仕組みの構築が重要である。	外務省設置法、出入国管理及び難民認定法	外務省、法務省	(9)リゾート環境高齢化特区、 (10)交流深化型プログラム	
4	タクシー運賃水準規制	タクシーの運賃水準規制を撤廃し、観光リゾート地に適した運賃の自由化する。ニセコ地域のように広大な地域で今の運賃体系でタクシーを利用することは、国内外の利用者にとって大きな負担となり、負担に伴う利用者の減少という悪循環となっている。ニセコ地域でのタクシーの利便性、経済性を高めることは、地域実情に即し、地域の発展に寄与する。	道路運送法	国土交通省	(9)リゾート環境高齢化特区、 (10)交流深化型プログラム	
(d) 取組に必要なその他の支援措置						
番号	求める措置の具体的内容※ <sup>1</sup> (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※ <sup>2</sup> (700字以内)			この措置が必要となる取組・事業※ <sup>3</sup>	その他(特記事項)※ <sup>4</sup>
1	環境配慮ランク認定制度導入(民間団体)	環境配慮ランク制度を創設して、観光客に環境配慮状況を理解してもらうと同時に観光事業者に対する環境対策競争の土台を構築し、ホテル等の付加価値を増幅させる。近年の環境に対する意識の高まりは観光客の意識にも大きく影響し、エコ型ホテルの競争があれば、地域の知名度へも大きく影響する。地域の環境対策が図れるのと同時に、地域環境ブランドの構築も達成できる。			(8)環境配慮ランク認定制度、 (10)交流深化型プログラム	
2	民間公益事業代行事業	開発計画を進めるにあたり、わずらわしい煩雑な申請業務及び公共工事等を地方自治体が代行できるサービスを構築する。特に環境に配慮された取り組みを実施する場合には、民間企業とコンソーシアムして、開発事業を一体的に進められる制度を構築することで、地域づくりを一体的に進めることが可能となる。			(10)交流深化型プログラム、 (11)ソーシャルビジネス創出事業	
3						

<b>(e) 税制のグリーン化</b>					
番号	求める措置の具体的内容※ <sup>1</sup> (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※ <sup>2</sup> (700字以内)	税目	この措置が必要となる取組・事業※ <sup>3</sup>	その他(特記事項)※ <sup>4</sup>
1	地方単独のグリーンホテル税(地方自治体)	国内外の観光客に対してグリーン税制としてホテル税を課税する。ホテル税を目的化し、クリーンエネルギー導入事業に活用すると共に、観光客が目的別で税金を何に利用するかを選択できるシステムを導入し、環境への意識を高める仕組みとする。ニセコ町に来る観光客の方々は、町外がほとんどであり、ニセコ町の景観や自然を求めて来る方が多く、環境維持あってこそ、癒しを受けることができることを再認識してもらうため本事業を提案する。		(1) 地中熱ヒートポンプの導入、寒冷地型太陽光発電や水力発電の導入	
2	環境対策車以外の自動車の区域内進入車への課税(国、地方自治体)	環境重点区域を設置して、その区域へ侵入する環境対策車以外の自動車に対する課税を行う。CCTVカメラを利用し、ナンバーによって進入課税対象車であるかどうかを判断し、実施する。環境省では、ニセコ町への来訪者も含めた全体の自動車起源二酸化炭素排出量は、7.87t-CO <sub>2</sub> /人であり、全国平均の約5倍、北海道平均の約4倍の自動車起源二酸化炭素が排出されている。これは、ニセコ町に来訪する方によるものがほとんどである。そのため、特に環境に配慮されていない車に対して課税措置を講ずる必要がある。		(6) ゼロカーボン推進条例の制定、(7) 地球温暖化防止条例の制定	
3					
<b>② ①の従来型の支援措置と異なる形での支援措置(効果的かつ効率的な取組・事業を推進するために必要な支援措置)</b>					
番号	求める措置の具体的内容※ <sup>1</sup> (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※ <sup>2</sup> (700字以内)		この措置が必要となる取組・事業※ <sup>3</sup>	その他(特記事項)※ <sup>4</sup>
1	研究施設誘致のための情報集約及び情報発信事業	研究機関や医療機関がニセコ町地域に進出できるように、進出適性情報を国、地方自治体が情報を集約して、提供できる仕組みを構築する。今まで、地方自治体が独自に発信してきた情報を国と地方自治体が協働して情報集約・発信することで、国内外の研究機関がニセコ町地域に進出しやすいように環境を整える。		(2) 地中熱研究機関の誘致	
2					
3					

※1 「求める措置の具体的内容」は、250字以内で簡潔に記入してください。また、支援対象者(実施主体)、支援対象とする事業を明記してください。

※2 「事業の実施内容・提案理由」は、700字以内で記載してください。それを超える場合は、別様に記載の上添付し、「その他(特記事項)」欄に『別紙 事業内容書あり』等と記載してください。

※3 「この措置が必要となる取組・事業」には別紙様式1の④に掲げた取組・事業のうち、本措置が関連する取組・事業の「番号」及び「取組・事業の名称」を記入してください。

※4 当該措置について参考資料を添付する場合、「その他(特記事項)」欄に記入してください。